

厚生労働省
広島労働局発表
令和5年7月13日

広島労働局労働基準部賃金室
室長 石井あつ子
賃金指導官 栗林 隆幸
(電話) 082(221)9244

広島県既製服縫製業最低工賃改正

～令和5年8月12日発効～

広島労働局長(釜石英雄)は、広島県既製服縫製業最低工賃を別紙のとおり決定し、本日、官報に公示しました。

広島県既製服縫製業最低工賃は、1円から197円の引上げ(引上率23.75%(単純平均))となります。今後、広島労働局では、改正された広島県既製服縫製業最低工賃の周知・広報に取り組みます。

なお、委託者が最低工賃に満たない金額を家内労働者と合意の上で取り決めたとしても、その取決めは無効になります。

現在、広島県においては4件の最低工賃が決定されています。

家内労働法(抜粋)

(最低工賃額等)

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の規定による最低賃金をいう。以下同じ。)(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。))との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

広島県既製服縫製業最低工賃額

品目	工 程	金 額			
			(旧)	(新)	
(ジ 作 ヤ ン 業 パ ー 服)	雨ふた作り	1着につき	16円	19円	
	胸ポケット作り(パッチ型)	1着につき	12円	15円	
	わきポケット作り(タマブチ型)	1着につき	40円	48円	
	カフス作り	1着につき	15円	18円	
	襟作り	1個につき	20円	24円	
	身返し作り	1着につき	11円	13円	
	糸くず取り(糸きり装置付き)	1枚につき	13円	16円	
	糸くず取り(糸きり装置なし)	1枚につき	17円	20円	
	丸縫い(裁断、仕上げ及びノーホークを除き、腰帯及び比翼付き)	1枚につき	480円	677円	
(ズ ボ 業 ン 服)	ピスポケット(後ポケット)作り及びピスポケット付け	1着につき	27円	32円	
	わきポケット作り及びわきポケット付け	1着につき	21円	25円	
	前立て作り及び前立て付け	1個につき	17円	20円	
	天ぐ作り及び天ぐ付け	1個につき	14円	17円	
	糸くず取り(糸きり装置付き)	1本につき	13円	16円	
	糸くず取り(糸きり装置なし)	1本につき	17円	20円	
	丸縫い(裁断及び仕上げを除く)	1本につき	370円	522円	
(ズ ボ ン 服)	既製男子 前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき	8円	10円
	既製男子 天ぐ裏まつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき	8円	10円
	既製男子 ボタン付け	小ボタン、糸足つき、根巻き4回以上	1個につき	7円	9円
	既製男子 糸くず取り	糸きり装置付き	1本につき	13円	16円
	既製男子 糸くず取り	糸きり装置なし	1本につき	18円	22円
婦 人 既 製 洋 服	身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	5円	6円
	すそまつり(手作業に限る)	針目が3センチメートル間隔に4針以上	1着につき	60円	72円
	肩パット付け	部分止め	1着につき	25円	30円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき	4円	5円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	4円	5円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	15円	18円
	かぎホック付け	ウエスト用	1組につき	15円	18円
	ボタン付け	糸足つき、根巻き4回以上	1個につき	6円	8円
	鎖系ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき	6円	8円
	糸くず取り	糸きり装置付き	1枚(本)につき	10円	12円
	糸くず取り	糸きり装置なし	1枚(本)につき	10円	12円
	丸縫い	裁断及び仕上げを除く	1枚(本)につき	400円	564円

金額欄の(旧)は改正前(平成11年5月20日発効)の金額